

様式第12号（第16条関係）

弁明書

平成15年2月27日

静岡県知事 石川 嘉延 様

弁明書



行政手続法第29条第1項の規定により、次の通り弁明します。

弁明の件名	平成14年12月26日付け熟土第62-2号で許可した開発行為に係る都市計画法第81条第1項に基づく指置命令。
弁明の機会の付与に 係る不利益処分の原 因となる事実その他 当該事案の内容につ いての弁明	<p>工事の施工状況を示す資料の提出に遅延的な資料の提出が無かったとのご指摘ですが、工作物（擁壁）については資料が不十分であったと認め、出来上がった擁壁の底盤部分、擁壁の裏側を掘り、底盤部分のぐり石、擁壁裏の水抜き穴下部の止水コンクリート並びに裏込めが許可基準通りに施工されている写真を撮影いたしました。</p> <p>盛土の転圧状況につきましては、ボーリング業者に地盤調査を依頼し、圧實2ヶ所での地下1.0メートル超の深さまでボーリングをし、現在調査結果待ちとなっております。</p> <p>当社に対し「開発行為を行うために必要な信用を失く」とのご指摘ですが、平成12年以来、熱海市に移管された道路築造工事等の現場に熱海土木事務所の職員が數十回に渡り勤めており、実際の許可権者であるにも関わらず、その時々に適切なご指導をいただけなかつたことは、はなはだ遺憾であることを付記いたします。</p>
添付する証拠書類又 は証拠物	<p>検査結果が出したい提出いたします。</p> <p style="text-align: right;">静岡県熱海土木事務所 15.2.27 熟土第</p>